

国民・社会と原子力の調和について(論点の整理)(案)

平成17年5月12日

原子力委員会新計画策定会議

1.はじめに

国民・社会と原子力の調和は、原子力関係機関が国民、地域社会から信頼され、相互理解される関係であること、そして、その相互理解を大前提に原子力の研究、開発及び利用が推進され、それにより社会の福祉と国民生活の水準が向上することではじめて図られる。

我が国の原子力利用の現場においては、東京電力(株)の不正検査・点検問題、六ヶ所再処理工場のプール水漏えい問題、医療現場における放射線の誤照射、関西電力(株)美浜発電所3号機2次系配管破損事故など、原子力利用への信頼を損なう事故、事件が起こっており、原子力関係機関及び関係者は、これに至った原因についての猛省を踏まえて、安全確保活動のあり方を見直し、国民・社会と原子力の調和の大前提である国民、地域社会から信頼され、相互理解される関係の構築を目指して最大の努力をすべき時にあることを自覚しなければならない。そのことを前提として、原子力研究開発利用活動が社会における諸活動の一つとして成立していくための要件を整備するための課題に、広聴広報活動、原子力の知識の普及、原子力施設と立地地域の共生に係る取組のあり方がある。

社会において原子力活動が推進できるためには、原子力政策の立案、決定過程はもとより安全確保活動をはじめとした原子力関係機関の諸活動に係る情報が公開され、かつ原子力関係者がそれらについて説明責任を果たしていくことが重要であり、さらに国民、地域社会の意見をそうした活動に活かしていくことが重要である。『広聴活動』は、情報公開や説明責任を果たす活動にも関わって、国民、地域社会が「原子力をどう考えているのか、それはなぜなのか」を知る活動であり、相互理解の出発点と位置づけられる。

また、地球環境問題が日常生活の話題になり、リスクコミュニケーションの重要性が謳われ、文化としての技術という言葉が違和感のない時代にあって、学校教育に原子力を含むエネルギーと環境の教育の推進を図るとともに、原子力に関する情報の理解能力(原子力リテラシー)を身につけたいと考える国民にその機会を提供していく原子力の知識の普及にどう取り組むかについて常に見直していくことは重要である。

さらに、立地地域においては、立地地域の発展に原子力事業者が地域社会の一員であるパートナーとして協力して、共存共栄していくという「共生」が達成されることが望ましい。この場合、この目的に向かって地域の人々、行政、原子力事業者がそれぞれに知恵を出し合い、地域の自立的発展に向けて創意工夫することが求められる時代が到来しているとの認識が重要である。

以下では、この広聴広報活動、知識の普及、立地地域との共生に係る取組の現状と課題、今後の取組の基本的な考え方について整理する。

## 2. 現状と課題

### (1) 広聴広報活動

#### 1 - 1) 情報公開

事業者が安全管理に対する取組や、ときどきに発生・発見される不具合情報を公開することは、安全確保活動の透明性を確保するために重要であり、放射性物質や放射線によるリスクに関係する異常事象は、その深刻さの水準を示す国際評価尺度（INES）の水準を付して公開されてきている、また、レベル2以上の異常事象は国際社会にも速やかに通報することが、我が国を含めて世界各国で行われている。

この尺度が対象としていない異常事象及び労働災害事故の情報も従来より公開されており、近年に至って、事業者はこの種の異常事象を中心に情報公開の範囲を拡大してきている。しかし、これらについてはその深刻さの水準を示す評価尺度が整備されていないことから、これが原子炉施設のリスクに与える影響に関する情報を付すことなく公開されるために、原子力施設の安全管理の水準に対する誤解や施設あたりの情報公開数の多少で施設の安全管理水準を表すとの誤解が生じるなどの課題が生じている。

また、国際的なテロ脅威の高まり等を踏まえた核物質防護対策の強化のために、核物質防護に関連する情報についての守秘義務が課され、違反者に対して罰則が適用されるよう、国会で法律改正を審議中である。これに対して、情報公開と相反するとの指摘もある。

政策決定プロセスに関しては、これまでも、原子力長期計画の策定会議、それに伴う各分科会の審議、その他原子力政策に関わる様々な部会及び懇談会等における審議・検討は公開のもとに実施され、資料、議事録もホームページに掲載されており、その透明性の確保に努めている。

#### 1 - 2) 相互理解

国、事業者とも地域社会との対話の場を設置し、広聴広報を行う人員を地域に配置するなど、地域社会との双方向コミュニケーションを図る取組を進めてきている。また、インターネットの活用については、国、事業者とも、ホームページを開設し、メールにより意見を受け付けるなど双方向性に配慮した取組をはじめている。

なお、情報提供については、広く国民参加を促すためにも、また、地域社会や国民の原子力リテラシーを高める知識の普及のためにも体系的かつ継続的に取り組むべき活動であり、効果について常に評価しながら取り組むべきである。

原子力委員会は、原子力政策円卓会議に続く新たな意見集約の場として、平成13年7月に市民参加懇談会を設置し、コアメンバー会議による企画・検討を行い、市民参加懇談会を開催してきた。また、市民参加懇談会で伺ったご意見を原子力委員会定例会議、新計画策定会議に報告してきている。その他、「長計についてご意見を聴く会」、「核燃料サイクルのあり方を考える検討会」や非営利組織との共催による意見交換会の開催、パブリックコメント、メールによるご質問ご意見の募集など、広く国民参加を促す活動に取り組んでいる。

また、電力供給において立地地域が果たしている役割の重要性に鑑み、電力の供給地

と消費地との間で原子力発電に係る諸問題に対する認識の共有を図るべく、国、事業者により、電力の供給地と消費地の相互の交流などの活動が行われている。

#### 1 - 3) リスクコミュニケーション

原子力安全・保安院の「対話の集い」、日本原燃のウラン試験に関するリスクコミュニケーション活動などの対話の場を持つ取組など、国、事業者は相互理解の増進の観点から、リスクコミュニケーションに取組みは始めている。また、IT技術を活用するなどのリスクコミュニケーションの社会実験も試みている研究機関もある。

#### 1 - 4) マスメディア

広聴広報活動において、マスメディアは国民との媒体となる大きな役割を担っており、国や事業者は、情報公開、記者発表、記者会見などを通じて、マスメディアが考え、判断するのに必要な素材、要素を的確に提供するように取り組んでいる。

一方、国民、地域社会が原子力について得る情報はマスメディアを通じたものが多く、情報の受け手としての国民はマスメディアを通じての情報を信頼している。このため、マスメディアは、第一義的には当該情報を正確に国民に報道し、その上で様々な見解があることがわかるように伝え、さらに意見分布も含めて正確に国民に伝える責任があるとの意見がある。

### (2) 知識の普及

国はこれまで、原子力や放射線を含めたエネルギー問題についての指導の充実を図るべく、学習指導要領の改訂を行ってきた。その結果、小・中・高等学校を通じ、児童生徒の発達段階に応じた指導の充実が図られてきているところである。また、国は、国民一人一人がエネルギーや原子力について理解を深め、自ら考え、判断する力を身につけるための環境整備を図る観点から、都道府県が学習指導要領の趣旨に沿って主体的に実施するエネルギーや原子力に関する教育に係る取組を支援するため、「原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金制度」を運用している。また、社会教育においても原子力とエネルギーの学習をさらに充実していくことが重要である。

非営利組織を含む民間諸団体は、常設展示、展示会、セミナー、見学会、講演会等を開催して社会人等に対し原子力に関する知識の普及を行ってきた。エネルギー基本計画において、国や地方公共団体は、非営利組織の自律的活動が促進されるよう配慮することとなっており、国は「新エネルギー・省エネルギー草の根支援事業」を行っている。

原子力活動においては、地域社会を含む国民との相互理解が不可欠であるので、国民の目線にたち、専門家と国民の架け橋となることができるコミュニケーション能力を有した人材が求められている。放射性廃棄物処分のように長期にわたる運営が必要な事業については、特にその重要性が指摘されている。

### (3) 立地地域との共生

原子力立地地域においては、自助と自立の精神のもと、それぞれの地域特性や住民ニーズを踏まえて自ら知恵と工夫を駆使した競争による活性化を図るために、その地域の特性

を生かした構造改革特区、地域再生計画などが認可されているなど、従来の国からの財政支援に依存する経済政策から脱却し、ソフトウェアも含めた地域活性化策の取組が行われている。そうした立地地域の産業振興や人材育成の取組に、原子力事業者などがその資源やノウハウを活用し、参画している例も見られる。

それに対して、国は、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づいて、立地道府県が作成した「立地地域振興計画」を決定し、これに基づく事業に対する支援のほか、新たに地域活性化事業を電源三法交付金の交付対象事業に追加し、地域の新たな発展の方向を支援する環境整備を進めてきており、地域の自主的な振興に活用されている。

### 3. 今後の取組の基本的考え方

#### (1) 広聴広報活動

##### 1 - 1) 情報公開

国と事業者は、情報公開の重要性を十分に認識し、引き続き、安全に関わる情報を、そのリスクに対する寄与の大きさなどリスク管理の観点からの位置づけを理解しやすくする工夫をしながら、正確かつタイムリーに公開するとともに、関心を有する人が関係文書を読覧できるようにホームページ等を充実していく。

核物質防護に関連する情報についての守秘義務については、これらの情報を非公開とすることがセキュリティ上有益であることを国民に十分説明することが重要である。国は、引き続き、政策決定過程における審議・検討の場を可能な限り公開していくとともに、意見募集や意見を聴く会の開催を通じて、国民の意見を審議に反映していく。

##### 1 - 2) 相互理解

国、事業者は、国民や地域社会は「原子力をどう考えているのか、それはなぜなのか」を知ることが重要であり、そのような広聴活動は国民、地域社会との相互理解を図るうえでの出発点に位置づけられる。広聴広報活動を行う際は、欧米や日本の他の分野で行われている手法も参考にしながら、効果的な方法を用いて実施するとともに、参加者の意見、感想等を基に評価し、継続的に改善を図っていく。

広聴を踏まえた情報提供にあたっては、適時かどうか、受け手に分かりやすいかどうかの各々の手法による効果を評価して各手法を体系的に実施することが重要であり、評価の積み重ねが必要である。

国、事業者は、引き続き、原子力発電に係る諸問題に対する認識の共有を図るべく、電力の供給地と消費地の相互の交流活動、国民の幅広い理解促進活動を行う。

##### 1 - 3) リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションが相互理解活動の中で重要な位置を占めることを踏まえて、欧米の取組や日本における食品、化学工業などの分野での取組で得られた知見を参考にしながら、安心できる誠実な安全管理者との理解に到達するための真摯な取組を、安全管理活動への取組とその妥当性に関する理解を得るために効果的な多様なコミュニケーション手法を体系的に組み合わせて、継続的に実施していく。

#### 1 - 4) マスメディア

マスメディアが国民との媒体となる大きな役割を担っているとの認識に立ち、引き続き、国や事業者はマスメディアに対して説明責任を果たす。

国や事業者はマスメディアに対して、正確で十分な情報提供に努めることは言うまでもないが、マスメディアにより不正確な情報が発信された場合、あらためて、正確で十分な情報を再度発信するなどメディアと交流を行うことが必要であり、それにより国民のメディアリテラシーも高まることも期待する。

#### (2) 知識の普及

国は、今後とも小・中・高等学校を通じ、児童生徒の発達段階に応じて、原子力や放射線を含めたエネルギー問題に関する指導の充実に取り組む。

国は「原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金制度」の運用に引続き取り組むとともに、都道府県が当交付金制度の趣旨を踏まえ積極的に活用することを期待する。この際、見解が分かれる事項についても、原子力を含むエネルギーを取り巻く諸情勢に関する正確な知識と科学的知見を深めるべく、様々な視点から幅広く情報を提供することに十分留意することが肝要である。

国は、非営利組織が原子力に関する知識の普及に向けて自律的な活動をできる環境の整備を行う。また、原子力研究施設や科学博物館等を利用して、実体験を通じた知識の普及を可能にする環境整備などにも取り組む。

事業者及び研究開発機関は、専門家と国民、とりわけ立地地域の住民との間の相互理解活動の担い手として、原子力知識やリスクのコミュニケーション能力を有する人材を計画的に育成することが期待される。

#### (3) 立地地域との共生

より長期的、広域的、総合的な地域振興につなげていくために、立地地域が主体となって、持続的発展を目指すという視点をもって、引き続き、自らの発展のためのビジョンを構築するとともに、それを実施して住民の目に見える形で身近な成果をあげていくことが期待される。

国は、上記の取組を含め、原子力立地という地域特性を踏まえた立地地域の自助努力を支援していくため、電源三法交付金制度が、地域の実情に応じて描かれる多様な地域活性化策に対して支援が可能となるよう、常に見直していく。

原子力事業者などは、これらの取組に関する地域からのニーズを踏まえて、長期的視点に立って社会的責任を果たす地域の一員であるという自覚のもとにパートナーとして、その資源やノウハウを広く活用し、積極的に参画、協力していくことが期待される。